

介護予防支援指定申請の主な要件等

1 申請要件

介護予防支援の申請時点で、居宅介護支援事業所の指定をすでに持っていること。

(居宅介護支援との同時申請は不可)

2 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの違い

	介護予防支援 (令和6年改正で指定が 居宅介護支援事業者に拡大)	介護予防ケアマネジメント (引き続き地域包括支援センターが実施)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 要支援1・2の認定を受けた方のうち、<u>予防給付を利用する方</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 基本チェックリストにより“<u>事業対象者</u>”となった方 要支援1・2の認定を受けた方のうち、<u>介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する方</u>
<p>要支援1・2の方の場合、<u>その月に予防給付を利用するかしないかによって</u>、「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」が月単位で<u>入れ替わる</u>ことになります。</p>		
利用できるサービス	<ul style="list-style-type: none"> <u>予防給付</u> <u>予防給付+介護予防・日常生活支援総合事業</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>介護予防・日常生活支援総合事業のみ</u>
一部委託	引き続き包括から居宅介護支援事業所への一部委託は可能	引き続き包括から居宅介護支援事業所への一部委託は可能

3 基準条例等の確認

介護予防支援の指定申請にあたっては、介護保険法のほか、下記①②の条例を必ずお読みいただきご検討ください。条例は市ホームページでご覧になれます。

- ①豊中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年豊中市条例第65号）

②豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(平成26年豊中市条例第64号)

以降に主な指定基準や、令和6年改正ポイントなどを挙げますが、**ごく一部ですので、基準条例や厚生労働省令・解釈通知等を十分に確認してください。**

4 人員及び設備に関する基準について

(1) 人員に関する配置基準 ※いずれも指定居宅介護支援事業所の人員と併任可能。

職種	資格要件	配置基準
管理者	主任介護支援専門員	・専らその職務に従事する常勤の者1名
介護支援専門員	介護支援専門員	・1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数 ※ただし、指定居宅介護支援の人員基準(下記)を満たす必要あり。 →指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1以上(ケアプランデータ連携システム利用等による緩和基準あり)。

➤ 「専ら従事する」、「専ら提供する」とは・・・

原則として当該事業所における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

➤ 「常勤」とは・・・

雇用形態に関わらず、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間(32時間を下回る場合は32時間を基本)に達していることをいいます。

(2)設備に関する基準

設備	内容
相談室	・遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 ・できるだけ入口に近いところに設置することが望ましい。
事務室	・職員、設備備品を配置できる広さを確保すること。 ・個人情報適切に管理できる設備を有すること。
備品	・指定介護予防支援に必要な設備及び備品等を確保すること。
・設備については、指定居宅介護支援の事業運営に支障がなければ、共用することができます。	

5 運営基準のうち主に令和6年改正にかかる事項について

ここに挙げている内容はごく一部ですので、**必ず基準条例や厚生労働省令・解釈通知等を十分に確認してください。**

① 掲示

- ・指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- ・重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- ・指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

② 身体拘束の禁止

- ・指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- ・前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

③ 記録の整備

- ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- ・利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
 - ア 介護予防サービス計画
 - イ アセスメントの結果の記録
 - ウ サービス担当者会議等の記録
 - エ 評価の結果の記録
 - オ モニタリングの結果の記録
 - (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第18条の規定による市への通知に係る記録 (注1)
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(注1)

豊中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年豊中市条例第65号）

第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

④モニタリング

・モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより行わなければならないこと。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。